

航空自衛隊仕様書		
仕様書の 種類	内容による分類	装備品等仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	航空機等整備器材関係カタログ製品	C&LPS-B99487-14
		大臣承認 令和 年 月 日
		作成 昭和51年 6月30日
		改正 令和 4年 3月14日 令和 5年 3月 2日

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊で使用する航空機等整備器材のうち、カタログ製品（以下、“製品”という。）の調達について規定する。

1.2 調達品目・数量

調達品目表により指示する。

1.3 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

1.3.1

カタログ製品

製造者等の商品目録又は営業案内に製品の名称、型式、番号、種類、等級等が記載されており、製品の名称、型式、番号を指定することにより、製品の品質、形状、性能、その他必要事項が確定できる製品をいう。

1.4 引用文書等

a) 引用文書 この仕様書に引用する次の文書及び調達品目表に示す文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

C&LPS-B99001 航空機用機器工具一般共通仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

品 名	航空機等整備器材関係カタログ製品
-----	------------------

b) 関連文書

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号3. 1. 21）

2 製品に関する要求

調達品目表に指示するほか、次による。

2.1 一般

この仕様書で調達される製品は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習により、その品質が保証されたものでなければならない。

2.2 機能・性能

本製品は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下“障害等リスク”という。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下“ソースコード等”という。）の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

なお、製品に対する適用については、調達品目表により指定する。

2.3 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-B99001の2.7による。ただし、銘板については、調達品目表に指示する場合を除き、1種銘板とする。

3 監督・検査

契約担当官等が定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 出荷条件

出荷条件は、C&LPS-B99001の箇条3による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、調達品目表に指示する場合を除き、C&LPS-Y00007の4.1に基づき、次の書類を和文又は和訳で提出するものとする。

a) 取扱説明書（会社刊行技術資料とする。ただし、会社刊行技術資料の提出が困難な場合は、カタログ（航空機部担当課長の事前承認を得たものに限る。）を提出することが可能である。）

b) 類別原資料

c) 特定化学物質等の資料

d) 貴金属等管理資料

5.2 附属品・予備品

附属品及び予備品が必要な場合は、調達品目表により指示する。

5.3 設置・調整

調達品目について、設置及び調整が必要な場合は、調達品目表により指示する。

5.4 立入制限場所への立入

立入制限場所への立入が必要な場合は、調達品目表により指示する。

5.5 官側における支援

官側における支援が必要な場合は、調達品目表により指示する。